

公共下水道の使える区域が広がります

3月31日(土)から、桜町・横山町・明治本町の一部をはじめ、75分の区域で新たに下水道が使えるようになります。この結果、市全体で1680分、市民の61%が下水道をえることとなります。

新たに下水道が使えるようになる区域の縦覧を行います

とき▼3月12日(月)～26日(月)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分
ところ▼下水道管理課(西庁舎2階)

一日も早く下水道に接続を

川や海を汚す最大の原因は、家庭から出る生活排水です。下水道に接続すると、生活排水は下水処理場に集められ、浄化されます。清潔で快適な生活環境をつくるため、一日も早く下水道に接続をお願いします。利用の際には、ふる・台所などの雑排水やし尿を下水道管に、雨水は今までどおり道路側溝などに、それぞれ分けて流す必要があります。

敷地内の排水管や排水ますは個人の財産ですので、個人の負担で施工することになります。この工事については、市が指定した「安城市排水設備工事指定工事店」へ直接お申し込みください。

受益者負担金の支払いはお済みですか？

下水道を整備するにあたり、その区域内の地権者の皆さんには、下水道事業の建設費の一部として「受益者負担金」を納めていただきます。負担金の納期は、9月と3月の年2回となっており、分割納付と一括納付(毎年9月の納期中のみ可能の2通りの方法があります。分割納付の納期は4月2日(月)までです。忘れずに納めてください。納付書をなくした人は、再発行しますのでご連絡ください。

また、土地区画整理事業区域内の一部の土地では、負担金の徴収を猶予します。猶予の取り消しをするときは、あらかじめ該当する人へお知らせします。

■問い合わせ

使用料・負担金については
下水道管理課

下水道整備については
下水道建設課

作野区画整理地区



県営依佐美住宅の一部



北部区画整理地区

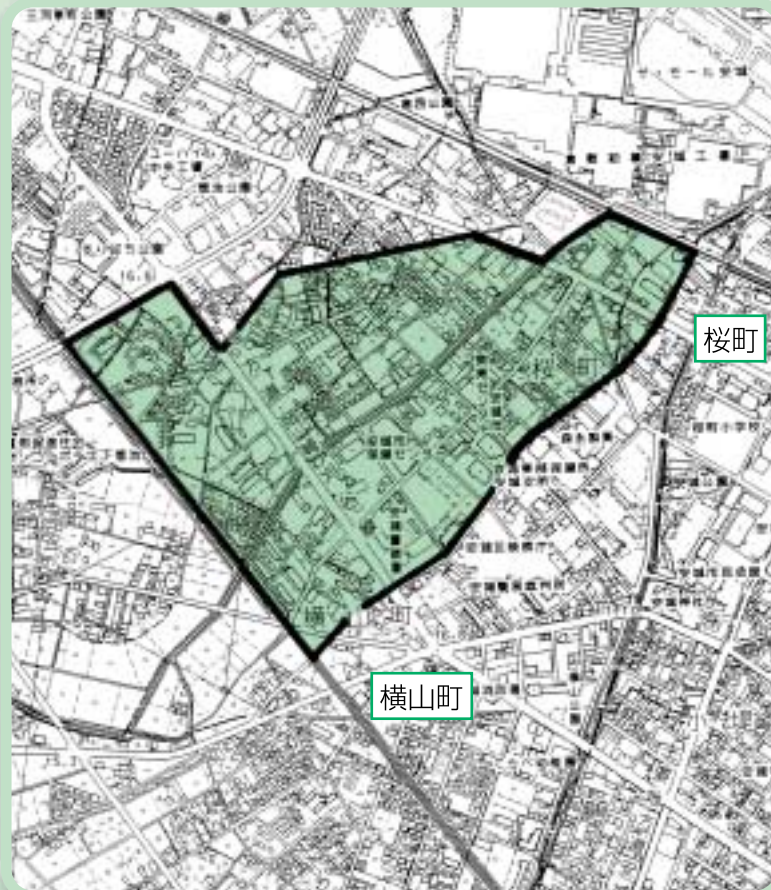


桜町

昭和町

明治本町

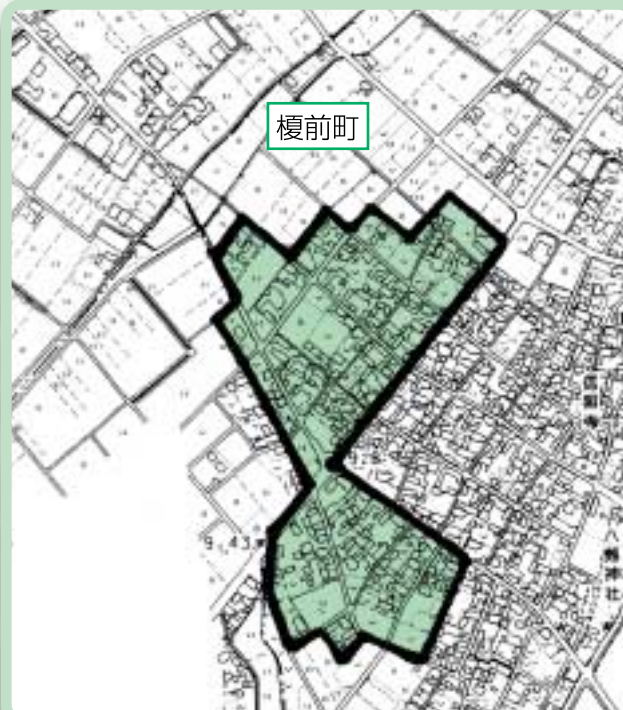
横山町



桜井区画整理地区



榎前町



下水道が使えるようになる区域

